



# 新潟県報

発行 新潟県

**第66号**

令和7年8月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目次

### 告示

- 809 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 810 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 811 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 812 換地処分（農地整備課）

## 告示

### ◎新潟県告示第809号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、出雲崎町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年8月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月22日（月）	午前10時から正午まで	出雲崎町海岸公民館	出雲崎町全域
9月24日（水）	午後1時から3時30分まで	出雲崎町役場裏車庫	
9月25日から令和8年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日及び令和8年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

### ◎新潟県告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和7年8月22日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文

新潟市 白根郷土地改良区	白根郷土地改良区	維持管理事業	変更	令和7年8月8日	第48条
-----------------	----------	--------	----	----------	------

◎新潟県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和7年8月25日から令和7年9月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月22日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	糸魚川市 土地改良区	維持管理 事業	変更	土地改良事業 (変更)計画 書の写し	糸魚川地域 振興局農林 振興部ウェブ サイト	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、糸魚川市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業 赤沢地区（全換地区）に係る換地処分をした。

令和7年8月22日

新潟県知事 花 角 英 世